



# NEWSLETTER

発行元：一般社団法人日本語学校ネットワーク 住所：東京都文京区千駄木 3-33-6 第3仲慶ビル 6F 発行日：2022年6月24日

<https://www.nihongonetwork.com/> TEL: 03-5809-0023 FAX: 03-5842-1072 networkalao@gmail.com



## ご挨拶

### 代表理事

日本語教育機関にとっての令和3年度(2021年度)は、先の見えない不安で始まり、日本における新型コロナウイルスに係る水際対策により2020年4月以降に入学予定の多くが入国できておらず、2021年4月こそは留学生に対する入国緩和が始まるのではないかとこの僅かな希望も同年1月に発出された2度目の緊急事態宣言により打ち砕かれてしまいました。実際に日本語教育機関関係6団体は、留学生に対する入国緩和を盛んに陳情しましたが、関係議員の多くの先生からは、「緊急事態宣言に準じる措置である「まん延防止等重点措置」が発出されようとしている今は陳情の時期ではない」と強く否定され、運動方針の変更を迫られました。そこで6団体の陳情は、入国緩和を訴えつつも、窮状にある日本語教育機関の支援に重点を向けざるを得ない状況となりました。結果的に

は、この陳情が令和3年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の閣議決定に繋がるわけですが、海外で待機する入学予定者に対する支援をすることにより間接的に日本語教育機関を支援するという、隔靴搔痒とでも言うべき措置となってしまうました。しかしながらこのような補正予算事業とはいえ、私が知る限りでは初めて、国が法務省告示の日本語教育機関だけを対象にして支援する事業ですから、大きな意義があったとも言えます。この事業が成功裏に終わるために皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

日本語学校ネットワークの令和3年度の活動も日本語教育機関関係6団体(令和4年5月より団体名が改称され「日本語教育機関団体連絡協議会」となりました。)の一員としての活動が中心となりましたが、前述の留学生の

入国緩和の早期実施、窮状にある日本語教育機関への支援についての陳情に加え、「日本語教育推進法」に対応するために法制化が計画されている「日本語教師に関する資格制度及び日本語教育機関の水準の維持・向上を図る制度」に関する新法案についての陳情や意見発信を行いました。

→ 続く

